

更新 平成 24 年 7 月 5 日

平成 24 年 6 月 5 日

報道関係各位

株式会社アキュラホーム

当社が建築した準耐火建築物における不適合に関するご報告

当社が名古屋市内に建築した準耐火建築物において、一部国土交通大臣が認定・告示した施工方法に適合していないことが 1 件判明しました。当社は本件を監督官庁である国土交通省に報告し、その指導のもと改善措置を実施いたします。名古屋で判明した施工不適合の内容につきましては下記の通りです。

また、併せて社内で緊急調査した結果、当社が建築した準耐火建築物 383 件においても同様の可能性があることを報告いたしました。現地調査実施後、不適合が認められた場合には速やかに改善措置を行ってまいります。

記

名古屋で判明した施工不適合の内容

1. 壁

内部間仕切り壁の準耐火構造の国土交通大臣認定（認定申請者：一般社団法人石膏ボード工業会、認定番号：QF045BP-9071 移行前は準耐火（通）W1001）に適合しない施工が行われていた。

- ① 「40mm以上のビスでボードを留め付ける」と規定されているところ、「28mmのビス」で施工していた。
- ② 下地組で胴縁を施工すべきところが施工されていなかった。
- ③ ボード周辺部に一定の間隔でビスを留め付けるべきところ、上端部までボードが施工されておらずビス留めされていなかった。
- ④ ボードを目すきのないように張るべきところ、隙間が空いていた。

2. 床直下の天井

平成 12 年建設省告示第 1358 号第 3 のニのハでは「当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること」と規定されているところ、一部当て木がなかった。

3. 軒天

軒裏の換気スリットにおいて認定（認定申請者：日本化学産業株式会社、認定番号：QF045RS-0059）では施工手順「換気隙間を 10～15mm 設ける」の記載に不適合で、換気スリット本体に軒天板が十分差し込まれずに隙間が大きかった。

その他不適合の可能性のある部位

1. 壁

外部側壁においても準耐火構造の国土交通大臣認定（認定申請者：一般社団法人石膏ボード工業会、認定番号：QF045BE-9227 移行前は準耐火（通）Wb1001）の仕様である場合、認定仕様に適合しない施工（上記①～④）が一部行われていた可能性がある。

※別紙資料参照

【確認の経緯】

当社が名古屋市内に建築した準耐火建築物（木造住宅）の建築主より4月19日に施工不良の指摘を受けて調査をしたところ、上記の施工不適合が確認され、これを監督官庁である国土交通省に報告しました。また本件を受けて、当社がこれまでに建築した総数9820件について緊急調査した結果、準耐火建築物383件についても同様の可能性があることを、同省に報告いたしました。

【不適合の原因】

当社は対象物件が準耐火建築物であることを認識の上で設計と施工を行いました。工事の監理に不行き届きがありました。

【今後の対応】

施工方法に不適合が認められた住宅につきましてはお客様の安全・安心を最優先する方針のもと、早急に改修工事などの対策を実施してまいります。まずは建築主にご報告し、ご意向を伺いながら適切な対策を講じさせて頂く所存です。

この度は、お客様ならびに関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。今後は全社をあげて再発防止に努めてまいります。

<本件に関する報道関係からのお問合せ>

株式会社アキュラホーム 広報課 堀越

TEL : 03-6302-5010 (直通) 携帯 : 090-7843-6574

<お客様からのお問合せ先>

準耐火建築物 お客様窓口 TEL : 0120-712459

受付時間 月曜～金曜 10:00～17:00

※【7月5日追記】 7月5日(木)よりお客様窓口の受付時間を変更いたします

<アキュラホーム会社概要>

社名	株式会社アキュラホーム
代表取締役社長	宮沢俊哉
所在地	東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 34F
電話	03-6302-5001 (代)
創業	1978 (昭和 53) 年 10 月
資本金	9,314 万円
従業員数	967 名 (12 年 4 月)
事業	建築工事・設計施工・販売、住宅総合研究・開発・コンサルティング
売上高	360.66 億円 (12 年 2 月期)
ホームページ	http://www.aqura.co.jp

参考資料

準耐火建築物とは

- ・確認申請書の第四面【5. 耐火建築物】の欄に「準耐火建築物イー2」と記載されている建築物で、建築地域・建物規模により一定基準の防火対策を施した建物のことを指します。

- 例
- ①防火地域内*に建てられた2階建て以下の建物で、延べ面積が100㎡以下のもの。
 - ②準防火地域内*に建てられた3階建ての建物で、延べ面積が500㎡以下のもの。（木造の場合）
 - ③上記以外で、各地の条例等で準耐火建築物（準耐火構造）にすることを要求されたもの。

*防火地域・準防火地域とは

- ・都市防災のために、都市計画法により指定される防火指定区域です。

主に都心部、駅周辺部、幹線道路沿いなどに指定されていることが多く見られます。

なお、住宅金融支援機構が定める「省令準耐火構造」に関しては、本件は対象ではありません。

1. 壁 [壁石膏ボード留め付けビスの長さ不足、および室内側壁下地材の不足について]

■対象となる該当部位

準耐火建築物として施工された建物の室内側壁下地（外周壁の内側および間仕切り壁）

■準耐火建築物の室内側の壁に要求される耐火性能

準耐火建築物の内部間仕切り壁には、耐火時間45分以上の性能が要求されます。

当社では上記の性能を満たした国土交通大臣認定の施工方法を採用しています。

[認定番号：QF045BP-9071]

■施工の不適合内容について

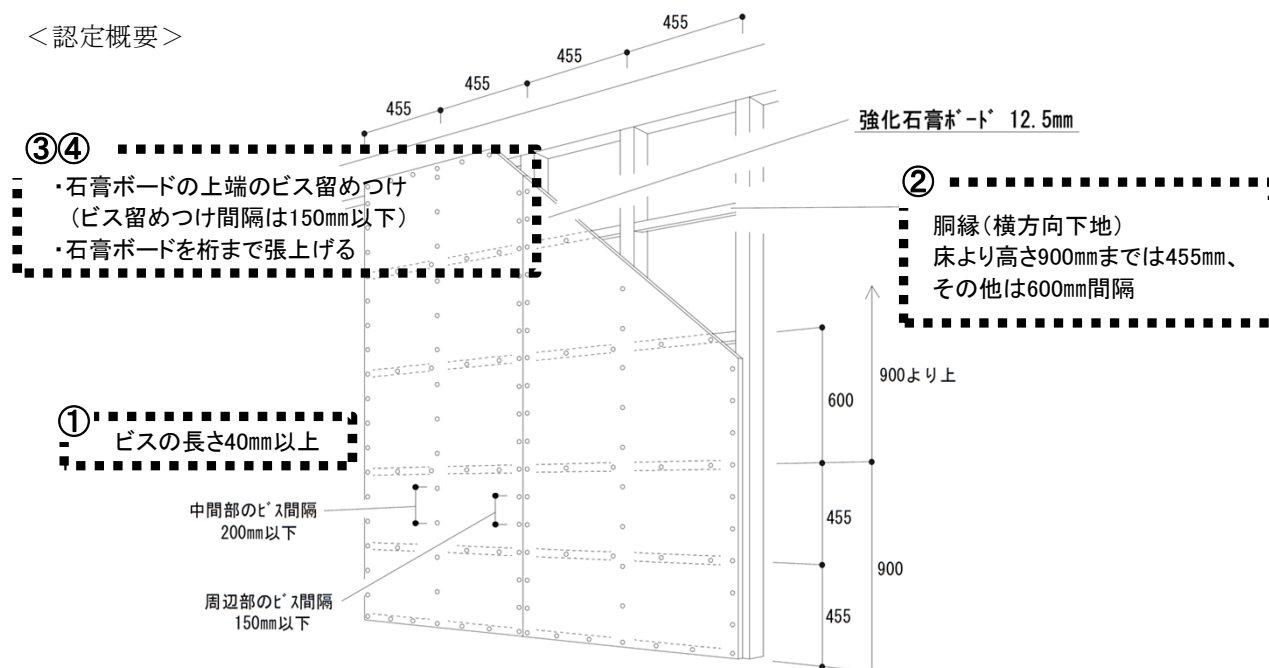
認定されている施工方法と、実際の施工方法が異なる建物のあることが判明しました。

認定に適合していない施工方法は下記の4点です。

- ①留め付けビスの長さが40mm未満である。
- ②下地組で胴縁（横方向下地）を施工していない。
- ③石膏ボード上端のビス留め付け施工していない。
- ④石膏ボードを桁まで隙間なく張上げていない。

※また、外部側壁においても国土交通大臣認定（認定番号：QF045BE-9227）の仕様である場合、上記①～④と同様の施工不適合が一部行われていた可能性がある

< 認定概要 >



2. 床直下の天井 [床直下の室内天井部位の施工不適合について]

■対象となる該当部位

準耐火建築物として施工された建物の床直下の室内天井下地

■床直下の天井に求められる耐火性能

準耐火建築物の天井部分には、

- ①天井の上部に部屋がある天井は耐火時間45分以上の性能が要求されます。
- ②天井の上部に屋根がある天井は耐火時間30分以上の性能が要求されます。

当社では上記の性能を満たす告示（建築基準法の規定）による施工方法を採用しています。

建築基準法 [平成12年建設省告示第1358号第3の二のハ] の

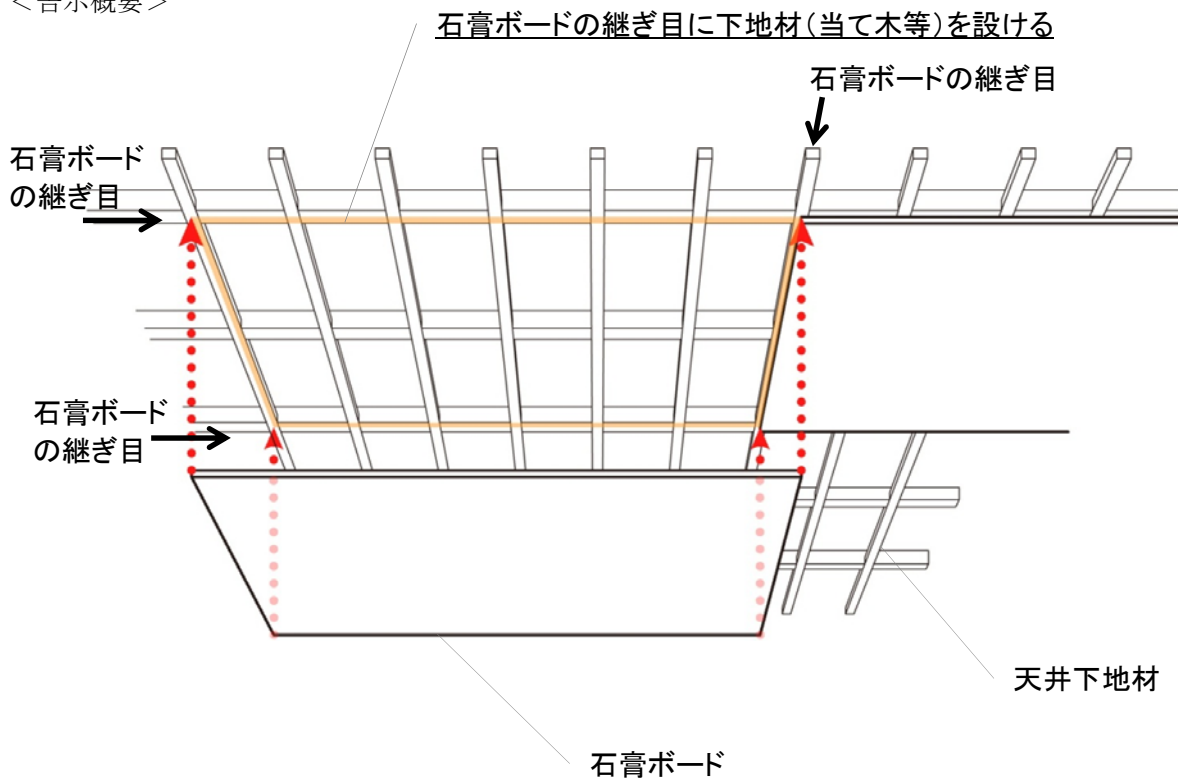
- ・当該取合い等の部分*の裏面に当て木が設けられている等、当該建築物内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること
- *石膏ボードの継ぎ目

■施工不適合の内容について

告示（建築基準法の規定）に記載されている施工方法と、実際の施工方法が異なる建物のあることが判明しました。告示に適合していない施工方法は下記の通りです。

天井石膏ボードの継ぎ目部分に下地材（当て木等）の部材を施工していない。

<告示概要>

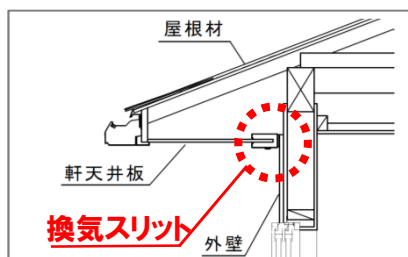


3. 軒天 [軒天通気部位の施工不適合について]

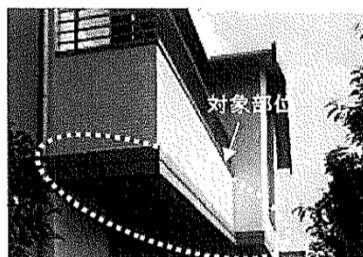
■対象となる該当部位

準耐火建築物として施工された建物の軒天*の軒裏の換気スリット

*軒天とは建物の屋根・軒下、バルコニー下、玄関ポーチ上など張出し部の裏側（下図参照）



[屋根・軒下]



[バルコニー下]



[玄関ポーチ上]

■軒天に求められる耐火性能

防火地域か準防火地域内にある準耐火建築物の軒天には耐火時間45分以上の性能が要求されます。当社では上記の性能を満たす国土交通大臣に認定された施工方法を採用しています。

[認定番号：QF045RS-0059]

■施工不適合の内容について

一部の建物において認定されている施工方法と、実際の施工方法が異なる建物があることが判明しました。認定に適合していない施工方法は下記のとおりです。

- ・軒裏の換気スリットの通気クリアランス（すき間）を認定基準寸法より広く施工した。

<認定概要>

